

平成 23 年 6 月 20 日

国土交通省の補助事業について

地域公共交通活性化・再生総合事業

地域の多様なニーズに応えるため鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、一括支援する柔軟な制度で、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを促進する。実証運行の 3 年間に於いて経費の 1 / 2 を補助する。

< 吉野町の場合 >

- ・平成 19 年度 平成 20 年 3 月末に吉野町地域公共交通協議会設立
- ・平成 20 年度 吉野町地域公共交通総合連携計画の策定（補助金額 3,810 千円）
- ・平成 21 年度 6 月 1 日より実証運行開始（補助金額 23,489 千円）
- ・平成 22 年度 実証運行 2 年目（補助金額 16,008 千円）
- ・平成 23 年度 実証運行最終年度

地域公共交通確保維持事業への経過措置

地域公共交通確保維持改善事業

生活交通の存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取り組みを支援する。

< 吉野町の場合 >

- ・平成 23 年度 生活交通ネットワーク計画の策定
- ・平成 24 年度 地域公共交通確保維持改善事業による運行
補助額（予定） $1,000 \text{ 千円（基本額）} + 9,984 \text{ 人（人口）} \times 80 \text{ 円}$
 $= 1,800 \text{ 千円}$